

社会福祉法人安立園(以下「甲」という)と_____ (以下「乙2」という)とは、賃貸借(高齢者向住宅)の目的である建物「安立園サービス付住宅さんぼ道(東京都府中市晴見町一丁目 11 番地 2)」における乙2に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、本建物の住戸に関する甲乙2間の建物賃貸借契約(以下「本件建物賃貸借契約」という)に基づき本建物に入居する乙2に対し、第2条に定める生活支援サービスを提供し、乙2は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を支払う。

(生活支援サービスの内容)

第2条 甲が乙2に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載する。

(サービス提供の記録)

第3条

- 1 甲は、乙2の希望により提供する生活支援サービス(随時サービス)については、月毎にその提供実績を、翌月 15 日までに、乙2から書面によりサービス提供の確認を受ける。
- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後 2 年間保存する。
- 3 乙2は、甲において、乙2に関する第 2 項の諸記録を閲覧できる。

(サービス料金)

第4条

- 1 基本サービス(状況把握(安否確認)、生活相談、緊急時対応)の料金は、月額 11,000 円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金は、1か月を 30 日として日割り計算した額とする。
- 2 その他の生活支援サービス料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算する。

(サービス料金の変更)

第5条 甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙2協議の上で、利用料金を変更することができる。

(サービス料金の支払)

第6条

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は当月分を月末に締め、請求書に明細を付して翌月 15 日までに乙2に請求し、乙2は、翌月 26 日に甲へ口座自動振替方式で

支払う。

- 2 第4条第2項に定める選択サービスの料金について、甲は当月分を月末に締め、請求書に明細を付して翌月 15 日までに乙2に請求し、乙2は、翌月 26 日に甲へ口座自動振替方式で支払う。
- 3 乙2が月途中で本契約を解除した場合、1か月を 30 日として日割り計算の方法により、甲は当月分を請求書に明細を付して原則当月末日までに乙2に請求し、乙2は翌月15日までに現金で支払う。
- 4 甲は、乙2から料金の支払を受けたときは、乙2に領収書を発行する。

(契約の終了)

第7条

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず賃貸借契約が終了したとき及び乙2が死亡したときは、本契約も終了する。
- 2 契約期間満了日の 30 日前までに、乙2または乙2の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とする。

(事業者からの契約解除)

第8条

- 1 甲は、乙2の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行う。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について 30 日の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙2が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙2に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがある。

(利用者からの中途解約)

- 第9条 乙2は、甲に対して、30 日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができる。

(秘密保持)

第10条

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙2及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らさない。この守秘義務は、契約終了後も同様とする。
- 2 前項の定めに関わらず、乙2の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙2の

同意を得る。

- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)ならびに安立園個人情報保護規定を遵守する。

(緊急時の対応等)

- 第 11 条 甲は、生活支援サービスを利用している乙2に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じる。

(賠償責任)

- 第 12 条 甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙2の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙2に対してその損害を賠償する。

(相談・苦情対応)

- 第 13 条 甲は窓口を設置し、乙2の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

(連帯保証人)

第 14 条

- 1 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙2と連帯して、本契約から生じる乙2の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙2又は丙が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、サービス料金の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙2の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(緊急連絡先となる者)

第 15 条

- 1 乙2は、乙2の病気、死亡等に備えて、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者として、緊急連絡先となる者を定めることができる。
- 2 緊急連絡先となる者に支障が生じた場合にあっては、乙2は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙2は、甲の了承を得て、新たな緊急連絡先となる者を定めることができる。

(重要事項説明確認)

- 第 16 条 契約の締結に当たり、甲は乙2に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙2はその内容を了承したものとする。

(本契約に定めのない事項)

第17条

- 1 甲及び乙2は、信義誠実をもってこの契約を履行する。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙2が誠意を持って協議のうえ定める。

(合意管轄)

第18条 本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、本建物の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

前記の契約を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲(登録事業者)

<住所> 東京都府中市晴見町一丁目13番地5

<氏名> 社会福祉法人安立園

理事長 横田 尤孝 印

乙2(同居者)

<住所>

<氏名> 印

丙(連帯保証人)

<住所>

<氏名> 印

極度額 66,000円(サービス料金の6か月相当分)

緊急連絡先となる者

<住所>

<氏名> 印

<連絡先>